

障第608号
令和6年7月10日

各指定障害児通所支援事業所運営法人代表者
各指定障害児入所施設運営法人代表者
(岐阜市所管の施設等は除く。)

} 様

岐阜県健康福祉部障害福祉課長

「児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に
関する基準等の制定に伴う実施上の留意事項について」等の一部改正について

このことについて、こども家庭庁から別添のとおり通知がありましたので、お知らせし
ます。

所 属	岐阜県健康福祉部障害福祉課事業所指導係		
係 長	若 原	担 当	島 田
電 話	058-272-1111 内 3491		
F A X	058-278-2643		
E-mail	c11226@pref.gifu.lg.jp		